

その4 殺人サイトが違法でない！？

井手たくの問い

先日のニュースですが、殺人をサイト上で依頼して実際に殺したという事件がありました。殺人を請け負う闇サイトは、法的にどういう位置付けであるのか、また、どのように取り締まっているのかお伺いしたいと思います。

県警 生活安全総務課長

闇サイトと言われているものは内容自体が違法でなければ、法的に取り締まることはできないと承知しております。例えば、具体的に誰々を殺してくれれば500万円払いますというような書き込みがあれば、違法性を検討できますが日給500万円の危ない仕事がありますという書き込みが仮にあったとしても、これは違法とは言い切れません。

闇サイトの内容を判断し、事件になってから罰則の適用になるかと思えます。

井手たくの問い

警察白書を見ましたら、有害情報について説明しておりまして、これは違法情報ではないということですが、内容としては、けん銃などの譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人・脅迫などの直接的かつ明示的な請負、仲介に関する情報、これを有害情報と警察白書の中に書いてあります。私は、びっくりしました。国の法整備について何らかの動きはあるのでしょうか。

県警 生活安全総務課長

現在、直接かかわる法はございません。

井手たくの問い

是非、この類のサイトについては、防犯対策として発信者の特定、サイトの根絶に向けて、国、警視庁、各都道府県が連携して取り組んでいただきたいと思います。

その5 インターネット上でのいじめ

井手たくの問い

県内においても小中学生の不登校が年々増えてきている状況です。(そんな中)

IT上でのいじめが潜在的には大変多いのではないかと思います。県警察では何か把握しているものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

県警 生活安全総務課長

本年8月末における県内の少年問題に関する相談内容を見ますと、3,116件もあったわけですが、いじめに関する相談が148件、4.7%となっております。これは前年同期と比較しますと、68件、85%増加しております。また、教職員や保護者の方から、インターネット掲示板での児童・生

徒を中傷する書き込みに関する相談を受けるケースもあります。

井手たくの問い

警察としてサイバーパトロールという言葉が適当なのか分かりませんが、これは少しまずいという事例などがあった場合は、それなりの対応ができるのかなと思えます。

県警 生活安全総務課長

委員ご指摘のとおりでございまして、今もサイバーパトロールを行っております。